

## 一宮市役所本庁舎自動証明写真機設置業者の募集に係る仕様書

### 1. 事業の目的・趣旨

一宮市（以下「市」という。）では、平成 31 年 4 月 1 日から旅券（パスポート）発給申請受付窓口の設置を予定しており、申請者の利便性向上を図るため、市役所本庁舎 1 階に自動証明写真機の設置を検討している。

そこで、市が求める仕様を満たし、かつ多様なサービスが可能な自動証明写真機を設置する設置業者を公募し、設置方法を行政財産の貸付けの方法により行うことで、市民サービスの向上並びに自主財源の確保を図るものである。

### 2. 事業の概要

本事業は、市と設置業者との間で地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく賃貸借契約を行い、設置業者はその契約に基づき、3（1）の条件を満たす自動証明写真機 1 台を設置し、適切に維持管理を行うものである。

使 用 物 件	一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 一宮市役所 本庁舎 1 階自動販売機コーナーの一部 ※詳細は別図「1 階平面図」を参照
使 用 面 積	約 2 ㎡（1m~1.4m×1.6m）程度 ※向きなど詳細な設置場所に関しては、市と協議するものとする。

### 3. 自動証明写真機に関する条件

(1) 設置する自動証明写真機は次の仕様を必ず満たしていること。

ア 写真サイズは、旅券（パスポート）の発給申請、マイナンバーカードの交付申請、運転免許証の申請、障害者手帳、特別永住者証明書申請に使用する写真に対応していること。

イ 1,000 円札、500 円硬貨、100 円硬貨、50 円硬貨、10 円硬貨の利用が可能であること。

ウ バリアフリーに対応した機種であること。

エ 撮影した画像を確認し、取り直しが可能であること。

オ 撮影料金は市場価格に準じ、適正な価格であること。

カ マイナンバーカード交付申請機能が付帯されていること。

キ 証明写真画像データのダウンロードが可能であること。

ク 廃液・臭気等を伴わないデジタル方式であること。

ケ AC100V に対応していること。

(2) 転倒による事故防止策を十分に講じるとともに、撤去時は原状復帰し、設置及び撤去に係る費用については設置業者の負担とする。

- (3) 設置により発生する電気使用料に関しては、5 (3) イに定めるとおり別途徴収するが、使用した電気使用量算出のために、設置業者の負担により専用の子メーターの設置を行うこと。
- (4) 自動証明写真機の維持管理は設置業者の責任で行い、消耗品の補充を含めて常に良好な状態で利用できるようにすること。
- (5) 自動証明写真機の故障に伴う問い合わせ、苦情等は設置業者の責任において対応するものとし、開庁日の8時から17時45分までは必ず対応できる連絡先を自動証明写真機の見やすい位置に明記すること。

#### 4. 参加する者に必要な資格及び条件

次に掲げる要件をすべて満たしている者。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当していないこと。
- (2) 自動証明写真機の設置業務において3年以上の実績を有し、かつ、公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営をする自動証明写真機を官公庁施設に設置した実績があること。
- (3) 市税、県税及び国税の未納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 公告日から平成31年4月1日までの期間において、愛知県及び一宮市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営又は運営に関与していない者であること。
- (7) 公告日から平成31年4月1日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8) 企画提案書に虚偽の記載をせず、かつ重要な事実について隠ぺいしない者であること。

#### 5. 契約に関する条件

##### (1) 契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付けとする。

##### (2) 貸付期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日とする。

##### (3) 貸付料

###### ア 貸付料

市が設定する1か月あたり20,000円を最低金額とし、最低金額と設置業者の提示す

る月当たりの売上金額に応じた納入金額（売上金額の 35 パーセント以上とする）を比較し、金額が高い方を月額貸付料とする。そのため、設置業者は各月の売上金額を翌月 10 日までに市に報告すること。また、売上金額に基づく貸付料を市が年 2 回発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。

イ その他の必要経費

自動証明写真機の維持管理に必要とする経費は設置業者の負担とする。設置業者は、電気の子メーターが示す数値に基づき算出された経費を、月単位で市が発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。経費の算出方法は下記のとおりとする。

（月単位の電気使用料の算出方法）

本庁舎全体の電気使用料 ×（自動証明写真機の電気使用量／庁舎全体の電気使用量）  
※本庁舎全体の電気使用料は基本料金を含む。

ウ 延滞金

貸付料及びその他の経費を指定期日までに納入しない場合は、指定期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その額に「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を延滞金として加算する。

（4）貸付上の制限

設置業者は、下記の事項を遵守すること。

ア 貸付物件を自動証明写真機設置以外の用途に供しないこと。

イ 設置する自動証明写真機に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

（5）契約の解除

施設の維持管理や利用上、自動証明写真機の移動または撤去が必要となった場合は、市は設置場所の変更や契約解除を求め、設置業者は求めに応じるものとする。この場合において、設置業者は設置場所の変更や契約解除に関する異議申し立てをしないものとする。

（6）原状復帰

設置業者は、貸付期間が終了したときは指定期日までに原状復帰すること。

（7）個人情報の安全管理

設置業者は、付帯するマイナンバーカード交付申請機能について、利用者の個人情報の安全管理は設置業者の責任において厳重に行うものとする。個人情報の安全管理について市は一切責任を負わない。

6. 設置業者の選定方法

- （1）参加者は、7 に示す企画提案書を作成の上、平成 31 年 1 月 25 日から平成 31 年 2 月 15 日まで（開庁日のみ）に 2 部（正本 1 部・副本 1 部）を事務局に直接提出すること。受付時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

- (2) 事務局は、企画提案書の内容について、採点基準に則り審査し、最高点の提案をした者を設置業者として決定する。なお、最高点の提案した者が2者以上であった場合には、最高点の提案をした者による「くじ」により設置業者を決定する。また、参加する者が1者であった場合においても市の求める基準を充足する内容であれば設置業者として決定する。
- (3) 審査結果は各者に文書にて通知するものとする。
- (4) 参加者は、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (5) 審査結果は、市のホームページで公表する。
- (6) 審査結果・審査内容に対する問い合わせには、一切回答しない。
- (7) 設置業者に決定したものが契約を締結しないとき、又は契約交渉が不調に終わったときは、次順位の設置業者と交渉し、契約を締結する。
- (8) 設置業者に決定したものが契約を締結しないとき、又は契約締結後に設置業者の申し出により途中で契約を解約したときは、5（3）アで定める最低金額の貸付料の6か月分を支払うものとし、市は指名停止等の処分を検討する。

## 7. 企画提案書

企画提案書は、必要事項を記入のうえ、関係資料を添付し、A4版ファイルに綴じること。

- (1) 企画提案書総括表・企画提案書別紙
- (2) 設置する自動証明写真機のカタログ等（設置する機器の仕様、寸法がわかるもの）
- (3) 関係書類
  - ア 印鑑証明書（受付日3か月以内に発行されたもの）
  - イ 商業登記簿謄本
  - ウ 納税証明書（その3の3 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納がない証明）
  - エ 財務諸表（最新決算年度のもの）

※一宮市の入札参加資格者名簿に記載されている者は（3）関係書類は不要とする。

## 8. 設置業者選定までのスケジュール

- (1) 公告・受付開始・・・・・・・・・・平成31年1月25日（金）
- (2) 質疑書受付終了・・・・・・・・・・平成31年2月8日（金）15時まで
- (3) 質疑書に対する回答・・・・・・・・・・平成31年2月13日（水）
- (4) 企画提案書の提出期限・・・・・・・・平成31年2月15日（金）
- (5) 審査日・・・・・・・・・・・・・・・・平成31年2月18日（月）
- (6) 審査結果の通知・・・・・・・・・・平成31年 2月下旬
- (7) 契約締結・工事協議・・・・・・・・平成31年 3月上旬
- (8) 設置期間・・・・・・・・平成31年4月1日（月）から平成34年3月31日（木）

## 9. 質問の方法

平成 31 年 2 月 8 日（金）15 時まで、任意様式によりメールで事務局へ提出すること。なお、各者の質問は 1 回限りとし、質問の回答は市ホームページに掲載する。

#### 10. 事務局

一宮市総務部管財課（一宮市役所本庁舎 5 階）  
所在地：〒491-8501 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号  
電 話：0586-28-8961 F A X：0586-73-9214  
E メール：kanzai@city.ichinomiya.lg.jp

#### 11. 採点基準

合計 100 点として採点を行う。

- (1) 価格 配点 85 点
- (2) 実績 配点 5 点
- (3) 対応 配点 5 点
- (4) 性能 配点 5 点

※採点の詳細は別紙「採点基準表」のとおり

#### 12. 参考データ

参考のため、おおよその過去 3 年の一宮市民の旅券（パスポート）の推定発給申請数を下記のとおり示す。

	尾張旅券センター	愛知県旅券センター等	合計数
平成 27 年度	約 8,700 件	約 1,700 件	約 10,400 件
平成 28 年度	約 9,900 件	約 1,900 件	約 11,800 件
平成 29 年度	約 9,700 件	約 2,000 件	約 11,700 件

#### 13. その他

- (1) 応募する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 現地説明会は行わない。
- (3) 提出された書類は一切返却しない。
- (4) 本案件において、契約の相手先は一宮市長となる。
- (5) 自動証明写真機を利用できる時間帯は開庁日の 8 時から 17 時 45 分までとする。市では夜間窓口（木曜 17 時 15 分～20 時）、休日窓口（第 4 日曜日 9 時～12 時）を行っているが、当該時間帯において設置場所は使用できない。